



鳥取県公報

平成 30 年 4 月 20 日 (金)
第 8 9 9 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部改正 (296) (政策法務課) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (297) (障がい福祉課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (298) (福祉監査指導課) 3
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための 発起人の届出 (299) (水産課) 3
	土地改良区の役員の就退任 (300) (東部農林事務所) 3
	基本測量の終了 (301) (県土総務課) 4
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (302) (会計指導課) 4
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施 (緑豊かな自然課) 5
	狩猟免許の更新に係る適正試験等の実施 (〃) 6
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (広報課) 9

告 示

鳥取県告示第296号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を次のとおり改正したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成30年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を改正する規約

鳥取県行政不服審査会共同設置規約（平成28年鳥取県告示第226号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第1条関係）</p> <p>倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表（第1条関係）</p> <p>倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、<u>八頭環境施設組合</u>、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合</p>

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
野村 哲志	米子市上後藤六丁目16-3	のむらニューロスリープクリニック	米子市安倍813-1	精神通院医療	平成30年4月1日
山下 聖児	鳥取市里仁53-7	みずたま薬局	鳥取市里仁56-7	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成30年4月6日
特定非営利活動法人みんなの家	鳥取市鹿野町鹿野2999-6	らしく訪問看護ステーション	鳥取市美萩野二丁目81	精神通院医療	〃
仲村 広毅	西伯郡伯耆町大殿1086	医療法人なかむら医院	西伯郡伯耆町大殿1086	〃	〃
鳥取県知事 平井伸治	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立中部療育園	倉吉市南昭和町15	〃	〃

株式会社福山臨 床検査センター	広島県福山市草 戸町一丁目23- 21	アイプラス薬局 ほんどおり店	米子市紺屋町58- 2	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	平成30年4月 10日
新共栄商事有限 会社	米子市東町282	サフラン薬局	米子市東町282	〃	〃

鳥取県告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称(氏名)	所在地(住所)	指定年月日
よなご脳神経クリニック	米子市東福原六丁目5-13	平成30年4月24日

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
特定非営利活動 法人みんなの家	鳥取市鹿野町鹿野 2999-6	らしく訪問看護ステー ション	鳥取市美萩野二丁目81	平成30年3月26 日

鳥取県告示第299号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
米子市大崎1707-2 武良 賢治 米子市皆生温泉一丁目8-27 福景 順一	米子加入区	米子市漁業協同組合	米子市葭津1866-1 米子市漁業協同組合	平成30年4月20日から同年5月4日まで

鳥取県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年4月20日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理事	中原 信 弘	鳥取市気高町二本木56
〃	池 邊 弘	鳥取市気高町下坂本172
〃	森 本 善 博	鳥取市気高町日光451
〃	早稲田 昭	鳥取市気高町上光793-1
〃	田 中 弘 之	鳥取市気高町富吉169
〃	井 伊 義 明	鳥取市鹿野町小別所69
〃	梅 実 一 登	鳥取市気高町飯里123
〃	嶋 沢 正 雄	鳥取市気高町山宮236
〃	谷 尾 榮	鳥取市気高町会下178
〃	徳 田 綾 二	鳥取市気高町下原76
監事	嶋 田 博 幸	鳥取市気高町下光元224-1
〃	角 田 完	鳥取市気高町下石159
〃	森 本 和 夫	鳥取市気高町睦逢260

平成30年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	中原 信 弘	鳥取市気高町二本木56
〃	池 邊 弘	鳥取市気高町下坂本172
〃	森 本 昌 和	鳥取市気高町上光767
〃	谷 口 秀 雄	鳥取市気高町常松272
〃	井 伊 義 明	鳥取市鹿野町小別所69
〃	田 中 宏 佳	鳥取市気高町上原173
〃	久 野 純 一	鳥取市気高町郡家221-2
〃	椿 越 夫	鳥取市気高町八束水1192
監事	山 本 陽 一	鳥取市気高町重高71-1
〃	角 田 完	鳥取市気高町下石159

平成30年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第301号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業地域 鳥取県内全域
- 3 終了年月日 平成30年3月31日

鳥取県告示第302号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成30年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
寄附金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課
課長補佐 丸山 真治

3 委任期間

平成30年4月20日から平成31年3月31日まで

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成30年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実施期日	時間	場所
平成30年7月1日（日）	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂ほか
平成30年7月29日（日）	”	倉吉会場（1回目） 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか
平成30年8月26日（日）	”	鳥取会場 鳥取市東町一丁目220 県庁第2庁舎4階22会議室ほか
平成30年12月2日（日）	”	倉吉会場（2回目） 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験を依頼する場合がある。

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い又は判別及び架設、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、7に定める担当課に持参し、又は郵送すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 82円切手1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

平成30年5月9日（水）から会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 米子会場 平成30年6月20日（水）
- (2) 倉吉会場（1回目） 平成30年7月18日（水）
- (3) 鳥取会場 平成30年8月15日（水）
- (4) 倉吉会場（2回目） 平成30年11月21日（水）

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
 - イ その他の者 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
 - イ その他の者 5,200円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7978
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9325

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成30年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定めるとおりとする。

住所地	実施期日	時間	場所
鳥取市（平成16年10月31日における鳥取市の区域に限る。）	平成30年8月22日（水）	午前9時から 午後1時まで	鳥取市東町一丁目220 県庁講堂
鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。） 又は岩美郡岩美町	平成30年8月23日（木）	”	”

八頭郡八頭町又は若桜町	平成30年8月29日（水）	〃	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町中央公民館大集会室
鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）又は八頭郡智頭町	平成30年8月30日（木）	〃	〃
倉吉市又は東伯郡琴浦町	平成30年8月20日（月）	〃	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
東伯郡三朝町、湯梨浜町又は北栄町	平成30年8月21日（火）	〃	〃
日野郡	平成30年7月31日（火）	〃	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター会議室棟大会議室
米子市、境港市又は西伯郡日吉津村	平成30年8月1日（水）	〃	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
西伯郡大山町、伯耆町又は南部町	平成30年8月2日（木）	〃	〃

なお、該当する会場により難い者については、8に定める担当課に申し出て承認が得られた場合は、他の会場において適正試験及び講習を受けることができる。

(2) (1)の会場で更新できなかった者については、次のとおりとする。

実施期日	時間	場所
平成30年9月14日（金）	午前9時から 午後1時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、8に定める担当課に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適正試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書
- (4) 82円切手1枚（受検票返送用。郵送により申請する者のみ）

6 申込受付期間

平成30年6月11日（月）から次に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (1) 鳥取市、八頭郡及び岩美郡 平成30年8月10日（金）
- (2) 倉吉市及び東伯郡 平成30年8月13日（月）
- (3) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡 平成30年7月24日（火）

また、2の(2)の会場については、平成30年8月16日（木）から平成30年9月7日（金）までとする。

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7978
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糶町一丁目160	0859-31-9325

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成30年4月20日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年5月14日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
平成30年5月28日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

3 講習科目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作

- (2) 猟銃の射撃
- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
- 所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
- 詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成30年3月29日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社新日本海新聞社
鳥取市富安二丁目137 |
| 5 契約金額 | 43,007,355円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するものを調達するものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県元気づくり総本部広報課
鳥取市東町一丁目220 |